

## 平成 30 年度 第 3 回大和市社会福祉審議会 議事録

- 日時：平成 30 年 10 月 18 日（木）午後 6 時 30 分から午後 8 時 00 分
- 場所：大和市保健福祉センター 5 階 501 会議室
- 参加：

### [出席委員] 13 名

平田委員、国兼委員、高橋（政）委員、金子委員、桎委員、高橋（文）委員、小野委員、桐原委員、和田委員、横田委員、宮下委員、中川委員、天野委員

### [欠席委員] 2 名

北林委員、近藤委員

### [事務局・担当課]

健康福祉総務課、健康づくり推進課、介護保険課、高齢福祉課、障がい福祉課、生活援護課、こども総務課、ほいく課、すくすく子育て課、こども・青少年課

### [傍聴者]

なし

### 【次第】

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議題
  - (1) 指定管理者評価委員会の報告について <資料 1 >
  - (2) 第 5 期大和市地域福祉計画素案について <資料 2 >
  - (3) 第 5 期大和市地域福祉計画 成果を計る主な指標案について <資料 3 >
  - (4) その他
4. 閉 会

\*\*\*\*\* 以下、要旨記録 \*\*\*\*\*

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議題

議題(1)：指定管理者評価委員会の報告について

事務局より資料 1 に基づき、指定管理者評価委員会の報告について説明。

会 長：この評価は市のホームページにアップされているか。

事務局：評価が確定したので、既にアップしている。

会 長：ほかに何か意見はあるか。

一 同：意見なし

## 議題(2)：第5期大和市地域福祉計画素案について

事務局より資料2に基づき、第5期大和市地域福祉計画素案について説明。

会 長：まずⅠ・Ⅱ・Ⅲ章までで意見はあるか。

委 員：18 ページに「地域の支援のニーズ」とあるが、こういったニーズがあるか把握する方法についてはどのように考えているのか。また、行政の支援だけでなく住民自身が地域のことを知り、自分で考えて、助け合うということも重要になってくるだろう。

会 長：そのことに関しては、詳細は個別目標1・2に記述している。

会 長：1 ページの「国の状況」については、国ではなく社会についての動向であり、もう少し書き込んでもらいたい。例えば、2040年問題や8050問題など、総務省の自治体戦略2040構想研究会によれば、大和市は2040年までに人口が最大で10%減少するという報告がある。この2040年問題に言い表される少子高齢社会、人口減少社会に対して、どのように対応するかについては、総務省が自治体のスリム化などの方向性を示しているので、このような点を視野に入れながら、社会の状況を記述したほうがよい。反対に、8 ページを「社会動向」と題しているが、こちらこそが国の動向となっているので、併せて調整してほしい。また、3 ページに記載のある社会福祉法第107条第1項を以って、国は地域福祉計画を高年齢、障がい等の分野別の計画の上位計画であると位置づけているので、このことは明確に表現したほうがよい。加えて、4 ページの「計画の位置づけ」では、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携とあるが、連携の内容が具体的に見えないので、書き方を検討したほうがよい。

事務局：ご意見として頂戴する。国や社会の状況に関する記述や、計画の位置付けに関しては、他の箇所と表現の整合性を図りながら検討したい。

会 長：つづいて、Ⅳ・Ⅴ章までで意見はあるか。

委 員：個別目標1の《主な取り組み》①に市内の事業者との「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結とあるが、ここでの見守り活動は事業者に任せきりなのか、あるいは市として事業者に対するなんらかの支援を行っているのか。

担当課：大和市では、事業者が徘徊している認知症の人を発見した場合などに、まず行政に連絡してもらい、そこから行政が対応に向かうということを協定の内容にし

ており、気付きという役割が大きい。中には協定を締結した事業者に行政が主催する認知症サポーター養成講座を受講してもらっている場合もある。

委員：遠くに買い物に行けない高齢者などにとって、コンビニは利用頻度が高い場所であり、そこでの気付きはとても重要である。ぜひとも推進してほしい。

委員：個別目標3の《現状と課題》の中で、「制度のはざまの問題」という記述があるが、この問題に関しては、具体的な実情や実態が明らかにならないと結局どのように、どの相談機関に、相談するべきなのかがわからないということがある。しっかりと中身を検証して、どこの問題なのかを明確するように取り組んでほしい。

委員：個別目標1の《主な取り組み》①の【その他関連する取り組み】として、70歳以上の一人暮らしの高齢者を対象とした声掛け訪問調査とあるが、70歳以下の場合でも体が弱り、支援を必要としている人もいる。この線引きはどのように決めているのか。

担当課：行政は声掛け訪問調査を身体状況や緊急連絡先の把握に活用している。しかし、65歳以上の大和市民は6万人弱ほどおり、このすべての人の情報を収集しても数が多いので有効活用できないので、70歳以上の単身世帯で一つの線を引きしている。この収集した情報の内、同意を得た人の情報を民生委員に対し提供しており、民生委員による見守り活動の一つのツールとして活用している。

委員：人数的な事情は理解した。ただ孤独死を防ぐためにも、市としてもう一歩進んだ対策を期待したい。それには地域のボランティア、特に70歳以上の健康な方との連携も重要になるだろう。

委員：民生委員は地域の全てを把握しているわけではなく、行政からの情報を基に活動を行っている。訪問調査を行ったからといって、70歳以上で一人暮らしをするすべての方を訪問しているわけではなく、民生委員の日頃の活動や日々の付き合いの中で見守りが必要か改めて判断している。また、70歳未満で見守りを必要としている人も把握して見守り活動を行っている。

委員：例えば、いなべ市では、無償ボランティアと行政とがうまく連携し、高齢者を元気づけているという話を聞いている。大和市でも元気な高齢者と行政の連携によって、声掛けをもっと広げてもらえるといい。

委員：民生委員としては地区社会福祉協議会のボランティアとも連携を進めている。また各地区に協議体が設置されつつあるが、高齢者を支援する場としてだけでなく、高齢者の活躍の場としても機能している。これからの協議体を通じて積極的に地域の高齢者に活動の呼びかけを行ってほしい。

委員：素案に付されている注釈は、読む側にとって大変わかりやすいのでよい。その中で、個別目標1の《主な取り組み》②では、アウトリーチの説明があるが、大和市においてこのような保健福祉の専門職の適正人数というのはどの程度なのか。

事務局：専門職の適正人数というのは明確に決まっているものではない。しかし、大和市

は健康に力を入れて施策を行っているので、他市町村に比べて職員数に占める保健師の割合は多いものと考えている。

委員：承知した。また、先ほどボランティアの話と関連するが、ボランティア自身だけでなく、ボランティアをコーディネートする人も重要だと考える。例えば、災害時には、コーディネーターによって復興する速さも変わってくるだろう。ゆえにボランティアのコーディネーターを育成するという視点も計画の中に盛り込んでいただきたい。

会長：災害時には、社会福祉協議会の中に災害ボランティアセンターが設置される。また、社会福祉協議会の全国ネットワークでは災害時における相互協定があり、県外の社会福祉協議会などと連携しながら対策がなされる。

委員：ボランティアのコーディネーターに関連し、日常的な訪問、困り事への支援の場として協議体があげられるが、大和市で最初にできた南林間たすけあいセンターではコーディネーターの働きが優秀であったのか、ボランティアの稼働率が70%を超えており、他市町村の事例と比べても秀でてしていると聞いている。いま、大和市には他4つの協議体があるが、南林間の事例をモデルケースとしながら運営されることを期待している。

委員：全体的に高齢者への対策が多くみられるが、児童にも目を向けてほしい。子どもの問題では、例えば発達の面で不安がある子どもの親が、子どもをどのように取り扱ってよいかわからなく困っているという問題が増えている。県立の小児精神神経科に受診を希望すると、診療までに3ヶ月から4ヶ月かかるという現状がある。受診・診断前にも、ケースに合わせた専門的なケアにつなげることができれば、安心する親も増えるだろう。

会長：この辺りは障がい児福祉計画の中で、どのように触れられているのか。

事務局：確かに子どもの発達の面で不安を抱えた家庭は多い。市としても、発達段階の需要を含めて、親御さんに寄り添いながら支援を行っている。その上で、支援が必要な場合は、障がい児の様々なサービスにつなげたり、診断がまだ十分についていない場合でも児童福祉法に基づいたサービスの利用ができる場合があるので、そういったことをうまく活用しながら、支援をしている。また教育委員会でも発達支援教育センターの立ち上げ準備を行っており、就学前、就学後ともにこども部や教育部と連携して、支援が行えるように検討を進めている。

事務局：補足として、4ページの「計画の位置づけ」にあるように地域福祉計画にかかわる福祉分野の個別計画の中に、障がい者福祉計画・障がい福祉計画、障がい児福祉計画が位置づけられており、発達障がいの子どもの対応など個別の対策については、これらの計画で詳細に記述されるものと考えている。今後、計画の策定の際には、今のようなご意見があった旨を報告する。

会長：地域福祉計画は法定の行政計画なので、住民に期待をする前に行政が何をすべき

かを明確にするために、現行計画に対し基本目標 1 と 2 の順番を入れ替えた。そういった意味では、個別目標 1 の《主な取り組み》①は、市民、関係者、事業者に期待していることで、行政が直接行っていることではないので、個別目標 1 と個別目標 2 の順番を入れ替えたほうがよいのではないか。また、個別目標 1 の《主な取り組み》②に記載されているアウトリーチの取り組みでは、生活困窮者や障がい者に対するものが欠けているので、もし実際に行っているのであれば、それは記載したほうがよい。

担当課：障がい福祉課は、精神障がい者などに対して個別訪問などを行っている。

担当課：生活援護課は、生活困窮者に対して行政から声をかけるというのは難しく、相談体制の強化の方向性で検討したい。

会 長：では、障がい福祉課で記載可能なれば、盛り込むほうがよいだろう。

事務局：実績などを確認の上、記載について判断したい。

会 長：社会福祉法第 106 条 3 項への対応、すなわち包括的な支援体制の整備をどうするのかかが明確ではない。この点について、体制整備のために必要となるであろう福祉関係の専門職ネットワークの構築や、全世代・全対象型相談支援体制の構築について具体的な記述を今回の計画に盛り込むことは困難だろうが、包括的な支援体制の構築に向けた庁内プロジェクトを設置するなど記述したらどうか。

事務局：包括的な支援体制を整えるというのは非常に大きな課題であり、ワンストップの相談支援体制構築なども検討していないわけではないが、人員確保など不透明な点も多いので、今回の計画の中に庁内プロジェクト設置といった記述は難しいと考える。今後の方向性について計画の中で触れるか等について事務局で検討したい。

会 長：総務省の自治体戦略 2040 構想研究会においても、今後、自治体のスリム化が進む中で減少する職員を補うためにソーシャルワーカーが必要になると明言している。福祉専門職を行政職員として導入することは検討していかなければならない。

委 員：個別目標 6 の《主な取り組み》②には、協議体について、「地域支え合い推進員の配置を行います」とまとめているが、第 2 層協議体を機能させるためには、地域支え合い推進員のようなコーディネーターがいなければならないのは当然であり、このまとめ方では弱い。第 2 層協議体を機能させるならば、第 3 層としての受け皿の組織をどうするのか。ボランティアだけでは限りがある。踏み込んだ記述をしてほしい。また、個別目標 8 の《主な取り組み》①に「自治会、地区社協、民生委員・児童委員の三者の連携により、避難行動要支援者支援制度の取り組みを進めます」とあるが、この取り組みは始まった時から三者の連携によって行われており、今更このような記述では不十分だと思う。支援をより強化していくことを視野に入れた積極的な姿勢が重要であり、「三者の連携により」ではなく、避難行動要支援者に対する取り組みをどう拡充するのかということが伝わる表現にす

るべきではないか。

事務局：避難行動要支援者支援制度については、より支援や連携を強化していくという表現を検討したい。

担当課：協議体では、大和市では現状、南林間を始めとする 5 カ所の協議体が設置されたが、高齢者の支援として機能的に活動しているところは 1 カ所である。今後、協議体を市内 11～15 か所に設置をして、なおかつ日常の支援や見守り、居場所づくりを機能的に行うには、まだまだ時間がかかるものとして記述を控えめにしている。どの程度まで記載することが可能か検討したい。

会 長：個別目標 5 の《主な取り組み》③の「社会福祉法人による地域間交流の促進等の取り組みを支援します」とあるが、もう一步進めれば社会福祉法人のネットワークづくりが大事である。このことを行政が地域福祉計画の中に盛り込んだことで、社会福祉協議会が各社会福祉法人の理事長によって構成される経営者部会をつくりはじめているといった事例が増えている。社会福祉協議会との調整にもなるが、このような視点を盛り込んだらどうか。

事務局：ご意見として頂戴する。大和市でも健康福祉総務課が社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定のメンバーになっているので、そのような機会を通じて働きかけていきたい。

会 長：社会福祉法第 106 条 3 項への対応、すなわち包括的な支援体制の整備の中では、小地域における住民主体の相談支援活動の構築も重要となる。この点についても、個別目標⑥では触れられていないので、そのあたりを社会福祉協議会と調整しながら検討してほしい。

委 員：社会福祉法人の中では情報交換を積極的に行っていきましょうという声が出ている。この動きの中で、行政あるいは社会福祉協議会とどのように連携し、促進していくかは大きな課題である。

会 長：個別目標④《主な取り組み》②における法人後見事業の注釈で、判断能力が「不十分な」とあるが、不十分な人であれば社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の対象に該当する。このような支援を受けていた人のうち、判断能力が完全になくなったと判断された場合、成年後見制度に移行するので、判断能力が「ない」人という表現が適切ではないか。

事務局：確認して修正したい。

会 長：法人後見事業に関連して、同じく《主な取り組み》②に成年後見制度にかかる経費及び後見人報酬の助成とあるが、来年度の国の概算要求で、後見人報酬のとれない人に対して国庫補助がなされるということもあり、ぜひ実現してほしい。

担当課：成年後見人制度の申立に係る経費及び後見人の報酬の助成は大和市においては既の実施しており、大和市では市長申立に限らず親族申立についても報酬が払えなくなった場合でも対象に含めている。

会 長：それでは、VI章について意見はあるか。これについては成年後見制度利用促進法が施行されたことや、主管省庁が内閣府から厚生労働省に移管されたこともあり、厚生労働省からもいろいろな施策が示されている。その関係から今回、成年後見制度利用促進法に基づいて、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を市町村が定めなければならないという背景があり、地域福祉計画に位置付けてもよいとなっている。

委 員：この法律の中では「成年後見制度の利用の促進」とあるが、例えば市民後見人を養成するにしても研修などに時間がかかるため、成年後見人制度への取り組みはもはや差し迫った問題だ。大和市では既に成年後見人制度に関する施策を実施しているのだから、本計画では「促進」にとどまらない方向性を積極的かつ具体的に記載するべきだ。

事務局：ご意見として頂戴する。市民後見人の養成に関しては、社会福祉協議会で平成 30 年度から基礎研修が始まり、来年度に向けては実務研修として市民後見人候補者へのサポート方法も検討している。まだ決定事項ではないので書き込めないが、そういった形での支援拡充を進めている。あくまで、地域福祉計画では国の理念に沿ったものとしての内容を掲げており、実際の利用促進計画策定の段階では具体的な文言等を書き込んでいきたい。

### 議題(3)：第5期大和市地域福祉計画 成果を計る主な指標案について

事務局より資料3に基づき、第5期地域福祉計画の成果を計る主な指標案について説明。

事務局：個別目標⑧の(11)の指標については、平成30年度から避難行動要支援者を把握する手法を変更することから、この成果指標は変更する可能性がある。

委 員：個別目標⑤の(1)に【新規】自殺対策講演会受講者数とあるが、この講座の対象は誰なのか。

担当課：講座ごとによって対象は異なるが、一般的には市民を対象としている。今年度でいえば、子どもの日常の異変に気付いてもらうという目的から、学齢期の子どもと親などを対象にした講座を開いた。

委 員：個別目標⑤に関連して、子どもを対象とした取り組みに積極的だと見受けられるが、講演会や体験学習の後に子どもたちの意識や行動がどのように変わったかを測ることができるかよいと考える。

事務局：例えば車いすバスケットボール体験講座であれば、実施後に学校から生徒の感想文などをもらっている。これらを数値化することができるならば可能かもしれないが、検討させていただく。

委 員：個別目標⑥について、協議体に関する指標は必要ないのか。

担当課：協議体に関しては、行政側が制度を説明し、住民の理解を得ることで、住民自身

に自発的に考えて動いてもらうということを大和市の方針としている。その意味では、確かに全地域での協議体設置を目指しているが、行政側からの「何年以内に全地域での設置」などの指標を置きたくないというのが主管課の考えである。

委員：その考えを入れたうえでの指標はつukれないのか。

事務局：検討する。

委員：個別目標③（８）～（１０）に関しては、包括的な支援体制への指標でありながらいずれも高齢福祉に関する指標ばかりなので、他の分野も考えてほしい。

事務局：検討する。

#### **議題（４）：その他**

事務局より次回の審議会の開催予定について説明。

今回は 11 月 27 日（火）の午後 6 時半からを予定。内容については次期地域福祉計画案の諮問を予定。

#### **4. 閉会**